

JAPAN/JAPON

刑を言い渡された者の移送に関する条約
の主な内容に関する告知書

1 受刑者として本国等に移送される前提としての条約の適用の可能性

刑を言い渡された者の移送に関する条約(以下「条約」といいます。)は、その本国以外で拘禁刑を言い渡された者をその本国等に移送してそこで刑に服する機会を与えることにより、そのような受刑者の社会復帰を促進すること等を目的として、一定の条件の下に締約国間で受刑者を移送することを可能にしているものです。あなたがこの条約に基づいてこの条約の他の締約国に移送されるためには、この条約のいずれかの締約国が、あなたの国籍国であるか、又はあなたをこの条約の適用上自国の国民とみなす旨を欧州評議会事務局長あてに宣言している必要があります。

2 条約についての質問

この書面は、条約の内容について網羅的に記述されているものではありません。

あなたが、この条約の全体を知りたいのであれば、あなたが収容されている監獄に申し出てください。その場合には、この条約(英文又は仏文で作成された正文)の写しを閲覧することができます。また、あなたの国籍国が条約の締約国であるかどうかを知りたいのであれば、あなたが収容されている監獄に申し出てください。その場合には、欧州評議会事務局が作成した締約国の一覧(英文又は仏文)を閲覧することができます。さらに、この条約のいずれかの締約国があなたをこの条約の適用上自国の国民とみなす旨を欧州評議会事務局長あてに宣言しているかどうかを知りたいのであれば、あなたが収容されている監獄に申し出てください。その場合には、欧州評議会事務局が作成した締約国の宣言の一覧(英文又は仏文)を閲覧することができます。

もし、あなたが、この条約に基づいて移送される可能性について更なる情報を必要とするのであれば、あなたの国籍国又はあなたをこの条約の適用上自国の国民とみなす旨を宣言している国の領事官に対して、面会又は通信により、その情報の要請を行うことができます。

3 受刑者移送が行われるための最低限の条件

受刑者移送が行われるためには、条約上、次に掲げるすべての条件を満たしていることが必要です。

- (1) あなたが移送を希望する締約国があなたの国籍国であること又はあなたをこの条約の適用上自国の国民とみなす旨を欧州評議会事務局長あてに宣言していること。
- (2) あなたの同意があること。
- (3) 日本国の同意があること。
- (4) あなたが移送を希望する締約国の同意があること。
- (5) あなたに科された刑に係る判決が確定していること。
- (6) あなたが裁判を受けた犯罪が、あなたが移送を希望する締約国の法律の下でも刑事上の罪にあたること。

なお、受刑者移送が行われるためには、上記条件のほか、日本国の法令上、次に掲げるすべての条件を満たしていることが必要です。

- (7) あなたが裁判を受けた犯罪について、刑事訴訟法第350条の請求、上訴権回復、再審の請求又は非常上告の手続が日本国の裁判所に係属していないこと。
- (8) あなたが裁判を受けた犯罪又はあなたに科された刑について、恩赦の出願又は上申がなされた場合は、その手続が終了していること。
- (9) あなたが裁判を受けた犯罪について、罰金、没収又は追徴の執行が残っていないこと。
- (10) 余罪事件が日本国の裁判所に係属していないこと、又は当該余罪事件について刑に処せられその執行が残っていないこと。

4 移送後の刑の執行方法について

移送先の締約国におけるあなたの刑の性質及びその期間は、下表に掲げる「刑の執行継続」又は「刑の転換」のいずれかの手続に従って決定されます。

いずれの手続による場合でも、移送先の締約国において刑の執行を受け終わったならば、日本国で科された刑については、もはや日本国があなたに服役を求めることはありません。

(1)「刑の執行継続」の手続	(2)「刑の転換」の手続
----------------	--------------

日本国で科された刑の執行が移送後も継続されます。移送後に服役すべき期間は、日本国において言い渡された刑期から、移送の日までに服役した期間を控除した残りの期間です。

ただし、日本国で言い渡された刑よりも刑期が長くはならず、かつ、刑の性質がそれよりも重いものとならない範囲で、移送先の締約国の法令により、移送後に服役すべき刑の性質及び期間を同国が決定する場合があります。

「刑の転換」とは、日本国において科された刑を、同一の犯罪行為について、移送先の締約国が同国の法令に規定する刑に代える決定のことです。したがって、移送後に服役すべき刑の性質及び刑期は移送先の締約国の権限ある機関により新たに決定されることになります。

ただし、条約上、この手続によりあなたが服役することとなる刑は、日本国において科された刑より重いものにはならず、さらに、あなたが日本国において刑の執行を受けていた期間の全部が控除されることになります。

また、あなたが移送される場合、あなたの刑は移送先の締約国の法令に従って執行されることになります。

5 余罪等についての訴追

あなたが移送された場合、移送先の締約国の当局は、あなたの余罪について訴追、処罰又は拘禁する権限があることに注意してください。

なお、あなたが移送された場合、あなたが裁判を受けた犯罪について移送先の締約国の当局が訴追、処罰又は拘禁することについては、条約上は禁止されていないことに注意してください。あなたは、この点について、必要に応じ、あなたが移送を希望する締約国の領事官に対し、面会又は通信により、情報を要請することができます。

6 恩赦

あなたが移送された場合であっても、日本国又は移送先の締約国のいずれかが、それぞれの国内法令に従って特赦、大赦、減刑等の恩恵を与えることは妨げられません。

7 再審

移送後に、日本国で言い渡された判決についての再審を求める理由になるとあなたが考える新たな情報が出現した場合には、日本国のみが日本国の法令に基づき再審に関する決定を下すことになります。

8 恩赦及び再審の決定等による執行の終了の効果

日本国で科された刑が、日本国による恩赦又は再審等により執行することができなくなった場合に

は、移送先の締約国の当局は、その旨の通知を受けた後、直ちに、あなたを釈放することになります。また、移送先の締約国であなたが服役している刑が同国において恩赦等により執行することができないとされ刑の執行が終了した場合には、日本国で科された刑については、もはや日本国があなたに服役を求めることはありません。

9 受刑者移送の希望の表明

あなたは、移送されることについての関心を日本国又はあなたが移送を希望する締約国のいずれの当局に対しても表明することができます。日本国の当局に対して移送されることについて関心を表明したい場合には、あなたが収容されている監獄の長に対して、その旨を申し出てください。

10 あなたが移送を希望する締約国に対するあなたに関する情報の提供

あなたが日本国に対して移送されることについて関心を表明した場合又はあなたが移送を希望する締約国に対してそのような関心を表明した場合であって同国からあなたを移送することについての要請があるときには、日本国の当局は、あなたに関する情報、すなわち、あなたの有罪認定及び刑に係る事実関係、あなたの刑の性質及び期間等についての情報を、あなたが移送を希望する締約国に提供することになります。